

医学管理 特定薬剤治療管理料 2024年改定



アイネット・システムズ株式会社

特定薬剤治療管理料

- ・ 特定薬剤治療管理料 1 470点（対象薬剤により4月目以降235点）

特定の薬剤を投与している特定の疾患の患者に対し、薬物血中濃度を測定して投与量を精密に管理した場合に算定。月1回470点の算定が原則ですが、対象薬剤により算定方法が異なる場合があります。（採血料含む）

	点数
特定薬剤治療管理料 1（月1回）	470点
（抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外） 4月目以降（初回算定から暦付）	235点
臓器移植後の患者に対して移植月から3月限り 第1回目の算定月	+2740点
ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の 患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与（6月に1回）	+250点
エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、 2種類以上の免疫抑制剤を投与 （初回投与月から3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回）	+250点
ジキタリス製剤の急速飽和（1回に限り）（1回限り）	740点
抗てんかん剤注射精密管理（1回に限り）（1回限り）	740点

特定薬剤治療管理料の対象薬剤一覧（主なもの）

医学通信社：診療点数早見表2024年版参照

対象薬剤	対象疾病	一般名
ジキタリス製剤	心疾患	ジゴキシン、メチルジゴキシン
抗てんかん剤 ※同一月に2種類以上投与し、それぞれについて個々に測定・管理を行った場合は、当該月において、2回に限り所定点数算定可。	てんかん	バルプロ酸ナトリウム、カルバマゼピン、ゾニサミド、ラモトリギン、トピラマート、フェニトイン、レベラチラセタム、ペランパネル、クロバザム、エトスクシミド、フェノバルビタール、クロナゼパム、スチリペントール、ルフィナミド、エトトイン、スルチアム、ガバペンチン、アセチルフェネトライド、ジアゼパム、ニトラゼパム、ラコサミド、プリミドン、ホスフェニトインナトリウム水和物、ミダゾラム、トリメタジオン
免疫抑制剤	臓器移植後の免疫抑制剤	シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス、ミコフェノール酸モフェチル
テオフィリン製剤	気管支喘息等（※1）	テオフィリン
不整脈用剤	不整脈	プロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アプリンジン、リドカイン、ピルシカイニド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンゾリンコハク酸塩、ピルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩、ベプリジル塩酸塩

対象薬剤	対象疾病	一般名
ハロペリドール製剤 ブロムペリドール製剤	統合失調症	ハロペリドール ブロムペリドール
リチウム製剤	躁うつ病	炭酸リチウム
バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン	躁うつ病 躁病	バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン
シクロスポリン	ベーチェット病等（※2）	シクロスポリン
タクロリムス水和物	全身型重症筋無力症等（※3）	タクロリムス水和物
サリチル酸系製剤 （アスピリン等）	若年性関節リウマチ、リウマチ熱、慢性 関節リウマチ	アスピリン、エテンザミド、サリチル酸 ナトリウム
メトトレキサート	悪性腫瘍	メトトレキサート
エベロリムス	結節性硬化症	エベロリムス
トリアゾール系抗真菌剤	真菌感染症等（※4）	ボリコナゾール
イマチニブ	薬剤の適応疾患（※5）	イマチニブメシル酸塩
シロリムス製剤	リンパ脈管筋腫症	シロリムス
スニチニブ（抗悪性腫瘍剤）	腎細胞癌	スニチニブ

対象薬剤	対象疾病	一般名
バルプロ酸ナトリウム	片頭痛	バルプロ酸ナトリウム
治療抵抗性統合失調症治療薬	統合失調症	クロザピン
ブスルファン（2024年より追加）		ブスルファン

- ※ 1 気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫、未熟児無呼吸発作
- ※ 2 ベーチェット病で活動性・難治性眼症状を有するもの、その他の非感染性ぶどう膜炎、重度の再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎、ネフローゼ症候群、川崎病の急性期
- ※ 3 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎、間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するもの）
- ※ 4 重症又は難治性真菌感染症、造血幹細胞移植（深在性真菌症予防目的）
- ※ 5 慢性骨髄性白血病、KIT<CD117>陽性消化管間質腫瘍、フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ白血病、FIP1L1-PDGFRα陽性の好酸球増多症候群、FIP1L1-PDGFRα陽性の慢性好酸球性白血病

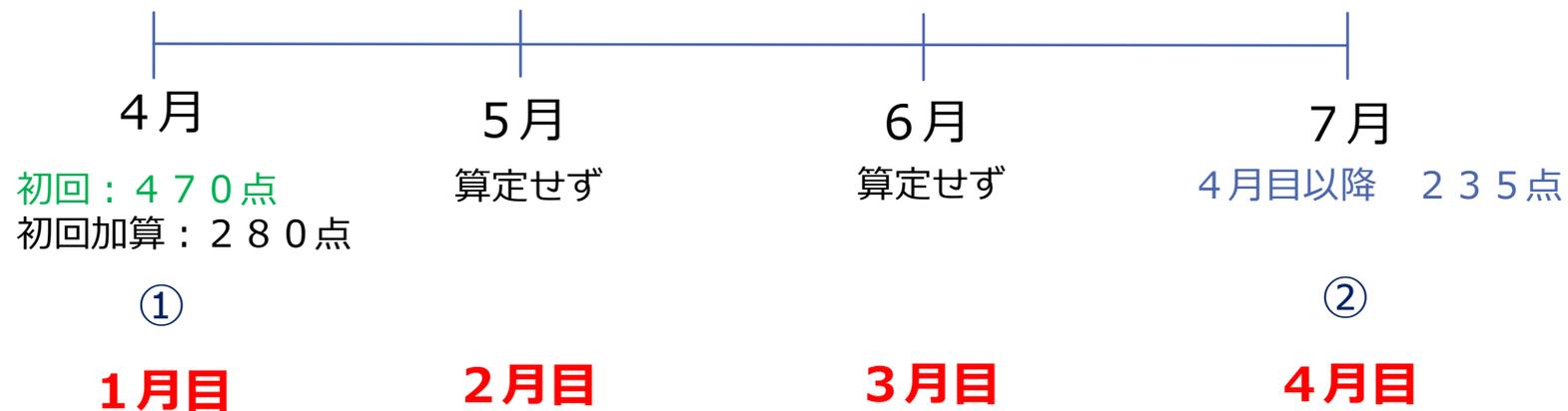
- ・ 特定薬剤治療管理料 2 100点 (月1回)

胎児曝露を未然に防止するための安全管理手順を遵守した上でサリドマイド製剤及びその誘導体の処方及び調剤を実施した患者に対して、医師及び薬剤師が、当該薬剤の管理の状況について確認及び適正使用に係る必要な説明を行い、当該医薬品の製造販売を行う企業に対して確認票等を用いて定期的に患者の服薬に係る安全管理の遵守状況等を報告した場合において、月に1回につき算定。

対象薬剤	対象疾病	一般名
サリトマイド製剤及びその誘導體	薬剤の適応疾患	サリドマイド、レナリドミド、ポマリドミド

【算定例】

例① 病名：心不全 ジゴシン服薬中



対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
ジキタリス製剤	470点	+280点	235点	心疾患患者

【算定例】

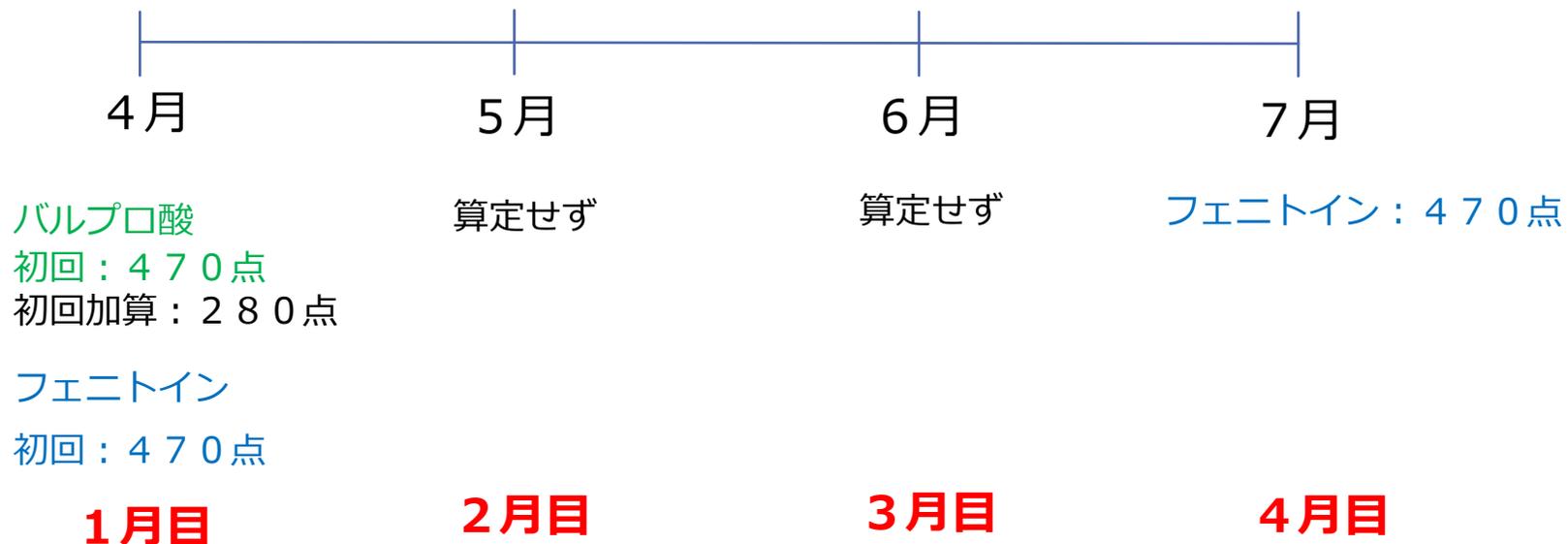
例② 病名：躁うつ病 **リチウム服薬中**（血中濃度測定初回：1月）
 病名：躁うつ病 **バルプロ酸服薬中**（血中濃度測定初回：5月）



対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
リチウム製剤	470点	+280点	235点	躁うつ病
バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン	470点	+280点	470点	躁うつ病 うつ病

【算定例】

例③ 病名：てんかん **バルプロ酸**・**フェニトイン**服薬中



※同一月に2種類以上投与し、それぞれについて個々に測定・管理を行った場合は、当該月において、2回に限り所定点数算定可。

対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
抗てんかん剤	470点	+280点	470点	てんかん